

新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営マニュアル作成指針

令和2年6月
山梨県

<はじめに>

県では、避難所ごとの運営マニュアルを作成する際の参考としていただくため、平成29年3月に「避難所運営マニュアル《基本モデル》」を策定したところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、このたび、基本モデルの増補版として、避難所運営マニュアル作成指針を策定しました。

市町村におかれては、当指針を参考に、既存マニュアルの見直しや感染症対運用マニュアルの新規作成等を行い、避難所における感染拡大防止策の徹底に努めていただくようお願いいたします。

【基本的な考え方】

- 感染症予防及び拡大防止のためには、避難住民の行動と避難所の運営・設備の両面から取り組むことが必要です。
 - ✓ 基本的な感染防止対策の徹底
 - ・人と人との距離の確保
 - ・マスクの着用
 - ・こまめな手洗い、アルコール等による消毒
 - ✓ 3密を回避した避難所運営・設備
 - ・「密閉」換気の徹底等
 - ・「密集」受付の分散、各設備の順番利用の徹底等
 - ・「密接」十分な滞在スペースの確保（パーティション等の活用）等

- 防災担当課室だけでなく、保健衛生担当課室や管轄保健所と密に連携して、具体的な役割分担・手順を事前に確認することが重要です。

目 次

I 事前準備

1	感染症対策を考慮した避難所滞在スペースの確保	1
2	指定避難所以外の避難所の選定・確保	2
3	保健所・医療関係者等との連携	3
4	物資・資材等の準備	3
5	住民への周知・啓発	4
6	安全で円滑な避難所運営を行うための平時の取組	4

II 災害時の対応

1	3密回避に配慮した避難者受付の設置	5
2	避難所内での区割り（居住区配置の明確化）	6
3	感染症対策の実施	7
4	避難者及び避難所運営スタッフの健康管理	11
5	発熱者等、濃厚接触者、避難所での発症者への対応	12
6	車両避難者（車中泊者）への対応	14

【指針策定に当たって参考とした主な資料】

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
(令和2年4月7日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
(令和2年4月28日付け内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」
(令和2年6月8日付け府政防第1239号・消防災第108号・健感発0608第1号 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料(第2版)について」
(令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知)
- ・「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」(令和2年6月19日改訂 山梨県)

I 事前準備

1 感染症対策を考慮した避難所滞在スペースの確保

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するとともに、発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）や濃厚接触者等の専用スペース（個室）を準備し、避難所ごとの収容人数の確認を行う。【参考資料1】

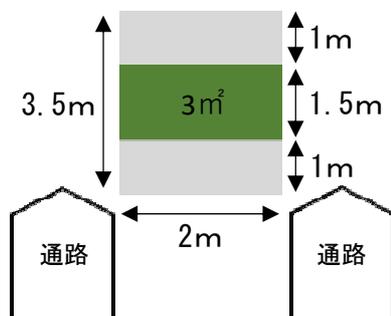
(1) 一般避難者

- 占有面積を一人当たり3㎡以上確保することが望ましい。
- 世帯ごとの間隔を1～2m以上確保することが望ましい。
※パーティション等の仕切りを活用して世帯ごとの間隔を縮小することも可能。
- 居住スペース内の通路は、車いすの往来や夜間時の人とのすれ違いも考慮して1.2m以上（できれば2m）の幅で設定することが望ましい。
- 感染症対策やプライバシー保護の観点から、可能な限りパーティション等の仕切りを活用することが望ましい（熱中症に注意）。

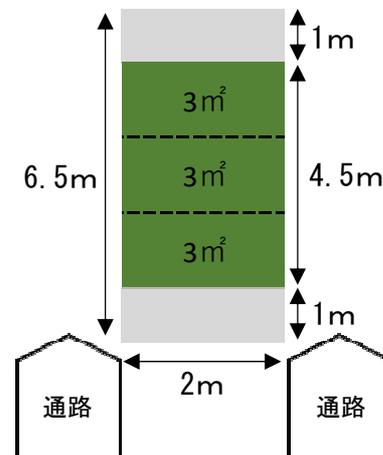
[参考]世帯人数ごとの必要面積（例）

世帯区分	居住面積	世帯の必要面積
1人世帯	3㎡	7㎡ (3.5m×2m)
2人世帯	6㎡	10㎡ (5m×2m)
3人世帯	9㎡	13㎡ (6.5m×2m)
4人世帯	12㎡	16㎡ (8m×2m)
5人世帯	15㎡	19㎡ (9.5m×2m)

《1人世帯》



《3人世帯》



(2) 発熱者等・濃厚接触者等

- 一般避難者スペースと離れた別室の専用スペース（個室）を確保する。
- 体育館が避難所となる学校施設では、空き教室等の活用を検討する。
- 別室の専用スペース（個室）の確保が困難な場合は、パーティションやビニルシート等の仕切りを行う。
- 一般避難者と接触しない動線を設定するなどゾーニングを徹底する。
- トイレについても、専用のトイレを確保することが望ましい。
- 専用のトイレの確保が困難な場合は、仮設トイレ等の準備を検討する。
- 緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。

2 指定避難所以外の避難所の選定・確保

十分な避難所数を確保するため、指定避難所以外の公共施設、ホテル・旅館等の活用を積極的に検討する。【様式1・2】

(1) 指定避難所となっていない公共施設

- 施設の立地や耐震等の安全確認を行ったうえで、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議しておく。
- 施設内の換気設備や2方向の窓の全開ができること等を事前に確認する。

(2) ホテル・旅館等

- ホテル・旅館等の活用に当たっては、すでに締結している帰宅困難者や要配慮者対策に係る協定等に加え、新型コロナウイルス感染症対策用に新たに協定を締結するなど、事前に十分な調整を行う。
- ホテル・旅館等にどのような避難者を避難させるか、あらかじめルール化（例：要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）、基礎疾患を有する者を優先してホテル・旅館等に誘導する等）しておく。

(3) その他

- 企業の福利厚生施設（体育館等）の活用について検討し、事前に協定を結ぶなど、十分な調整を行う。
- 近隣市町村の指定避難所の相互利用について検討し、事前に協定を結ぶなど、当該市町村の協力を得ておく。

注意 指定避難所以外の避難所を開設する場合、避難者の把握、健康チェックや検温等を行うスタッフの巡回、体調を崩した避難者への対応、物資の供給方法等をあらかじめ決めておく。

3 保健所・医療関係者等との連携

専門的知見を有する管轄保健所や医療関係者等と連携を図り、新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者等への対応について事前に協議しておく。また、連絡体制を整備しておく。

(1) 発熱者等への対応

発熱者等の受診医療機関、受診方法等、受診までの手順を事前に確認し、必要に応じて医師の診察が受けられる協力体制を構築する。

(2) 濃厚接触者への対応

ゾーニング方法や健康観察、有症状・発症時の対応について協議しておく。

(3) 避難所で新型コロナウイルス感染症を発症した避難者への対応

検査結果が判明するまでの避難スペース及び医療機関への移送方法、移送する際の役割分担・手順等についてあらかじめ協議し、決めておく。

4 物資・資材等の準備

通常災害用備蓄物資に加え、感染防止対策に必要な資材も事前に確保する。

(1) 物資・資材等の準備状況のリスト化（必要数を把握）

物資・資材等の準備状況についてリストを作成し、必要数を把握するとともに、不足分を含め、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。【様式3】

(2) 事前に準備しておく物資・資材等

■ 基本的な感染症対策用：

マスク、ポンプ式ハンドソープ、擦式消毒用アルコール製剤、ペーパータオル、ティッシュ、次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤 など

■ 避難者等の健康管理用：

非接触型体温計、パルスオキシメーター など

■ 避難所運営スタッフの防護用：

使い捨て手袋、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン、防護服 など

■ その他資材：

パーティション、ビニルシート、段ボール、テント、カラーテープ、養生テープ など

(3) その他

他市町村と物資・資材の相互提供についても検討し、事前に協定を結ぶなど、当該市町村の協力を得ておく。

5 住民への周知・啓発

以下の点について広く住民に周知する。

平時 広報紙、ホームページ等

発災時 緊急速報メール、防災行政無線等

※指定避難所以外の施設を避難所として開設する場合は、当該避難所の名称（施設名）及び所在地も周知する。

避難について

- ・新型コロナウイルス感染症への感染を恐れて避難を躊躇することがないように注意すること。

避難所以外への避難の検討

- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難も検討すること。【参考資料2】

避難所の所在地

- ・安全に移動できる最寄りの避難所を確認すること。

避難生活（新型コロナ対応）についての事前確認

- ・3密を回避するために、避難所の設置場所や居住スペース等が変更になることや、3密に注意した避難生活になることに留意すること。
- ・毎日、避難所運営スタッフによる検温等の健康状態の確認を受けること。

必要な物資等の持参

- ・市町村の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、体温計、上履き（スリッパ）、ゴミ袋、常備薬、消毒液及び清潔品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合

- ・避難所到着時に速やかに避難所運営スタッフに申し出ること。

6 安全で円滑な避難所運営を行うための平時の取組

避難者及び避難所運営スタッフの安全の確保を図る（特に避難所運営スタッフが感染源とならないようにする）ため、基本的な感染症対策等の知識の習得に係る研修会を定期的実施する。

また、感染症対策に配慮した避難所運営を円滑に行えるよう、受付設置、避難者の誘導、発熱者等への対応などを事前に確認するための避難所開設・運営訓練を実施する。【参考資料3】

II 災害時の対応

1 3密回避に配慮した避難者受付の設置

(1) 受付の設置（配置）

- できる限り密になりにくい場所に避難所入口や受付を設置する。
- 対応する受付場所の案内表示を分かりやすく掲示する、受付待ちの避難者が密接しないようにテープ等で線を引く、カラーコーンを設置するなど、あらかじめ準備しておくことが望ましい。
- 受付にアクリル板、透明ビニルカーテン等及びアルコール消毒液を設置する。
- 避難者を振り分けるための事前受付（検温・健康チェック）を設置することが望ましい。
- 総合受付とは別に発熱者等・濃厚接触者の専用受付を設置することが望ましい。

(2) 受付フロー

- マスクは、基本的に避難者に持参してもらうが、持参してこなかった避難者については、受付に用意して配布する。
- 事前受付で、各種症状、体調の確認（健康チェック票【様式4】を使用）、要配慮等の確認を行い、総合受付又は発熱者等・濃厚接触者の専用受付に誘導する。
- 特に検温は受付混雑の要因となるため、別室での対応が望ましい。
※できれば非接触型体温計を使用する。接触型体温計の場合は毎回消毒を行う。なお、体温計は避難者自ら持参することが望ましい。
- 総合受付又は発熱者等・濃厚接触者の専用受付にて避難者名簿に必要事項を記載してもらう。【様式6】
※筆記用具の感染防止として、使用前後に分別し、毎回消毒する。
- 避難者名簿への記載後、それぞれの避難スペース（一般、発熱者等・濃厚接触者各専用スペース）へ誘導する。なお、避難者に占有スペースを割り振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペースを用意するなどの対応を行う。
- 風水害の気象情報が発表された際の避難時において、風雨のため避難者に屋外で受付を長時間待たせておくことが適当でない場合には、いったん屋内に避難させてから健康チェックを行うことも考えられる。その場合は、3密対策を実施する。

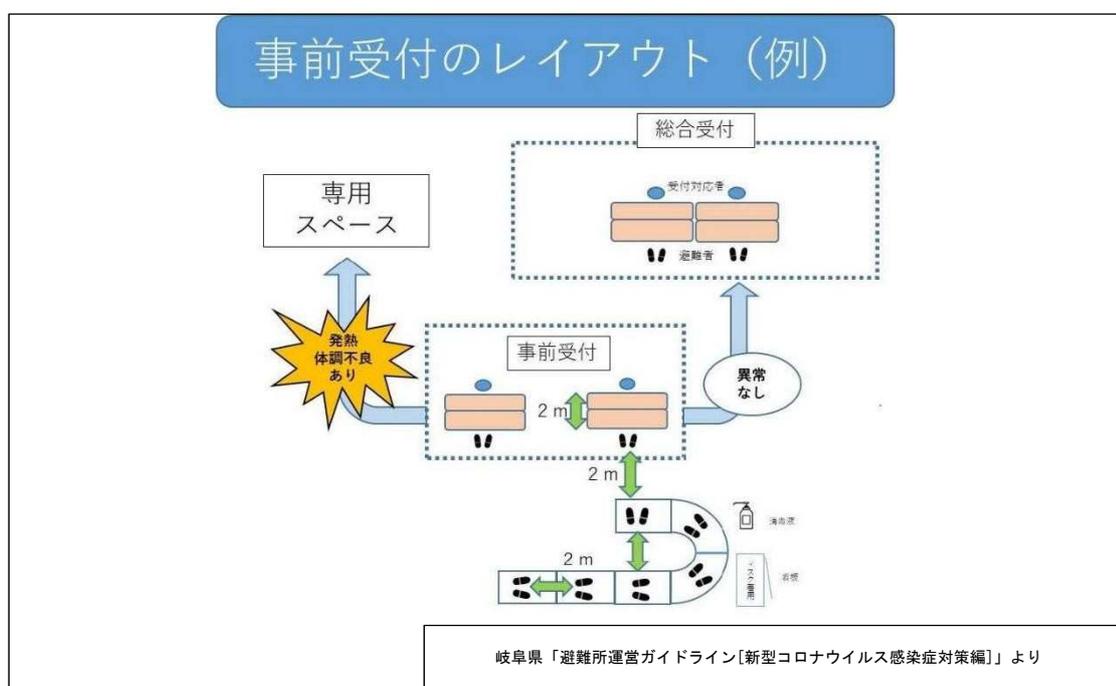
ポイント

- 一人当たりの受付時間の目安から、受付スタッフの人員数について検討する。また、検温スタッフは事前に決めておくことが望ましい。

- 受付スタッフをはじめとする避難所運営スタッフ全員が、避難者各人の人権に配慮し、感染者等を排除するのではなく、感染症対策上の対応であることを認識するよう、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解し、人権配慮・プライバシー意識を徹底する。
- 避難者以外に、むやみに外来者が出入りするのしないよう、入口の管理を厳正にする。
- 健康チェック票（問診票）等は、ホームページに掲載するなど、住民が事前に入手できるようにし、あらかじめ記入して避難所に持参してもらうよう促すことも検討する。
- 受付フローを考える際は、全体として、避難者が滞留し密とならないよう配慮する。

《受付フローの例》

手指消毒→検温→健康チェック票（問診票）提出→避難者名簿記載→避難スペース（一般、発熱者等・濃厚接触者各専用スペース）へ誘導



2 避難所内での区割り（居住区配置の明確化）

（1）占有スペースの区割り（割振り）及び表示

- 住所（コミュニティ）、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した区割り（割振り）にする。
- 区画に番号を振ることでその後の避難所管理が容易となる。また、個人情報保護の観点からも番号を振ることが望ましい。

(2) 割振エリアへの誘導

避難者自らが移動できるよう、案内看板等を用意する。

(3) 割振エリアの確認

どの場所（区画）にどの避難者、特に要配慮者がいるのか等について確認し、見取図や一覧図を作成しておくこと、感染症発生時、感染状況を迅速に把握できる。

3 感染症対策の実施

避難者、避難所運営スタッフともに以下について遵守し、避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）へのポスターの掲示、入所時におけるチラシの配布、施設の館内放送を活用することなどにより、周知を図る。

(1) 3密の回避

①換気の実施（「密閉」の回避）

- 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する（換気設備を有効活用）。
- 換気は定期的（30分に1回）に、5分間程度、2方向の窓を全開にするなどの方法で行う。
- 冬期は、換気時の急激な温度変化に注意し、毛布やヒーター等を活用して体への負担を軽減し、できるだけ適切な温度管理に努める。

②避難所内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 食事の配布時間をずらし、同時に多数の人が集まらないよう管理する。
- 共有の食事スペースの設置は控え、各占有スペース内での飲食が望ましい。なお、施設の事情等により食事スペースを設置する場合は、順番制にして食事の時間をずらす、向かい合わせの椅子の配置を避けるなど、運用ルールを定め、混雑度を適正管理する。
- 談話スペースについては設置を控える。
- 通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい。
- 掲示板周辺が密にならないよう、養生テープで掲示板周りのエリアを囲い、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなど工夫する。
- 物資等の配布時、避難者に並んでもらう場合は、密集しないよう、2メートル間隔で養生テープを使用して印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。
- トイレ、手洗い場、充電場所、喫煙場所、ゴミ置き場等の共有空間については、動線の工夫や利用時間の調整等により、過度に人が密集する機会を減らす。

③人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 占有面積を一人当たり3㎡以上確保することが望ましい。
- 世帯ごとの間隔を1～2m以上確保することが望ましい。
※パーティション等の仕切りを活用して世帯ごとの間隔を縮小することも可能。
- 居住スペース内の通路は、車いすの往来や夜間時の人とのすれ違いも考慮して1.2m以上（できれば2m）の幅で設定することが望ましい。
- 感染症対策やプライバシー保護の観点から、可能な限りパーティション等の仕切りを活用することが望ましい（熱中症に注意）。
※パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい。
- ベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましい（熱中症対策が必要な場合は取り外す）。
※テントを並べて配置する場合は、接した面に通気口などの空気の出入口がないように留意する。
- 対面場所は、アクリル板、透明ビニルカーテン等を活用し、^{しゃへい}遮蔽することが望ましい。
- 避難所内では、近距離での会話や発声を避けるよう注意喚起する。

ポイント

- 感染症リスクが高く重症化しやすい高齢者、基礎疾患を有する者、妊産婦、障がい者等については、一般避難者の居住スペース内において、特に仕切りを徹底したスペースを設けることや別室に案内すること等も検討する（ただし、発熱者等・濃厚接触者各専用スペースが優先）。

（2）その他の感染防止対策

①マスクの着用

- 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを常時着用することが望ましい。また、咳エチケットを徹底する。
※特に人と人との距離が1mとなる区域ではマスクを着用する。
※発熱者等、濃厚接触者はマスクを着用する。
- 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人がマスクを着用することが望ましいが、個室内に一人にいる場合には、必ずしも着用する必要はない。

②手洗い・手指消毒

- こまめな手洗い・手指消毒を徹底する。（食事前、トイレ使用后、ごみ処理後、携帯・PC充電器等の共有物の使用后等）
- 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、擦式消毒用アル

コール製剤で代用する。

- 擦式消毒用アルコール製剤は避難所の出入口等に複数設置し、入所時には必ず手指消毒を行う。

③清掃・消毒（全般）

- 避難所運営スタッフの役割を決め、避難者とともに実施する。
- 避難所内の物品及び施設等について定期的に家庭用洗剤を用いて清掃する。また、複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウムを用いて1日3回程度消毒することが望ましい。

＜高頻度に接触する部位＞

テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、蛇口、手すり 等

- 物資等の配給前後には、机の消毒を行い、配給者の手指消毒も徹底する。

[参考] 消毒方法等

- ・ 消毒用エタノールを調整する。無水エタノール：水を8：2の割合で調整する。
- ・ 調整した消毒用エタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などを消毒する。ただし、傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに注意する。
- ・ 消毒用エタノールが入手困難な場合に備えて、次亜塩素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜塩素酸ナトリウム」を調整する。500ccの洗ったペットボトルに5%次亜塩素酸（市販に多い）であれば5cc入れてから水で500ccに薄める。1%次亜塩素酸であれば25cc入れてから水で500ccに薄める。水以外の液体と混ぜないこと、調整する際に換気を忘れないことに留意する。なお、安全のため、長時間にわたる作り置きは厳禁。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品（金属）には使用すべきでないことに留意する。
- ・ 消毒後に、水拭きをする（特に金属の場合）。

④食事に関する対策

- 調理する場合、調理スタッフは、マスクに加えて、衛生手袋を着用する。
- 作業台や配膳箱等を事前に消毒する。
- 容器に盛り付け、ふたと輪ゴムをし、割りばしを添えてセットする。
- 一人分ずつ小分けにして配食する。
※配食時は、クリアフェンス等を設置する。
※配食時間をずらすなど、同時に多数の人が集まらないよう留意する。
- 容器や食器は使い捨てが望ましい。使い捨て食器が十分調達できない場合は、食器をラッピングするなどの工夫をして、1回ごとに取り換えて再利用を行う。なお、食器の再利用を行う場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄する。

- 避難者が食事の前の手指消毒を容易にできるようにする。
- 発熱者等、濃厚接触者については、専用スペースに差し入れる（置いて渡す）。
- 食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、担当者が回収する。
- 発熱者等、濃厚接触者の容器については、感染廃棄物として取り扱う。
- 炊事場は使用後に必ず清掃、消毒する。

⑤トイレの衛生管理

- 定期的に換気が必要。
- 掃除や消毒はこまめに行う。目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回以上の複数回での掃除・消毒が望ましい。
- 特に不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は頻繁に消毒を行う。
- 洋式便座は、使用者が自ら使用前後に消毒できるよう、消毒用資材等を配置する。
- 使用後はトイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手指消毒等を行うスペースをトイレ近辺に確保する。
- タオルの共用を禁止する。
- 仮設トイレ等を活用しても発熱者等・濃厚接触者各専用トイレが確保できない場合は、時間的分離や1回利用ごとの消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用は不可。
- 一般避難者についても、トイレごとに利用者を決め、決められたトイレを使う。特に、男性、女性、高齢者、車いす利用者等について、別のトイレを設置することが望ましい。
- トイレ前で密にならないよう工夫する。

⑥シャワー室・浴室の衛生管理

- 使用前は、手すりなど手がよく触れる箇所は消毒薬でふき取り、湯船や洗い場は洗剤で清掃し、よく流す（毎日換水する）。
- 発熱者等・濃厚接触者各専用シャワー（浴室）を一般避難者シャワー（浴室）と別にそれぞれ設置。発熱者等・濃厚接触者各専用シャワー（浴室）と別々にシャワー（浴室）設置することが困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。一般避難者との兼用はできる限り避けた方がよいが、一般避難者から濃厚接触者、発熱者等という順番で入浴するようなルールを決める。

⑦ゴミ処理

- 普通廃棄物と発熱者等・濃厚接触者各専用スペースから出る感染廃棄物は分ける。

- 感染廃棄物について、使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いモノについては、特に慎重に扱う。ゴミ袋を二重にし、ゴミ袋の外側をアルコールか次亜塩素酸ナトリウムでふき取る。
- 感染廃棄物の取扱い（注意事項の明示等）に配慮する。
- 普通廃棄物についても、一般避難者の使用済みマスク、ティッシュ、飲料水の容器、割り箸、紙コップ、紙皿等、鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニル袋に密閉して捨てる。回収の際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は手洗い、手指消毒を徹底する。
※ゴミは各世帯で密閉して廃棄する。

4 避難者及び避難所運営スタッフの健康管理

(1) 避難者の健康管理

- 避難者が避難所に到着した時点で、検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態を確認する（Ⅱ「災害時の対応」の1を参照）。
- 避難者の健康状態の確認は毎日実施し、記録に残す。
※健康チェック票【様式4】を適宜利用する。
※スマートフォンを所有する避難者については、充電環境等が整っていれば、アプリで管理することも考えられる。
- 健康状態の確認の結果、発熱者等の感染症が疑われる避難者は専用のスペースに隔離し、医師の診察を受けさせる。
- 保健師等による定期的な巡回を行い急病人の把握等に努める。
※高齢者や妊婦、基礎疾患を有する避難者は重症化するリスクが高いため、健康状態の確認を徹底する（基礎疾患等の個人情報の取扱には十分留意）。
- 避難者自らが体調に留意し、症状について避難所運営スタッフに報告するよう周知する。【様式5】
- 避難者が体調不良時に相談できる場を設ける。

(2) 避難所運営スタッフの健康管理

- 業務開始時の健康チェック（検温、症状の有無など）を行い、記録する。有症状時は業務に従事しない。【様式7】
- マスクの着用、こまめな手洗い、擦式消毒用アルコール製剤を使用した手指消毒を実施し感染予防に努める。

ポイント

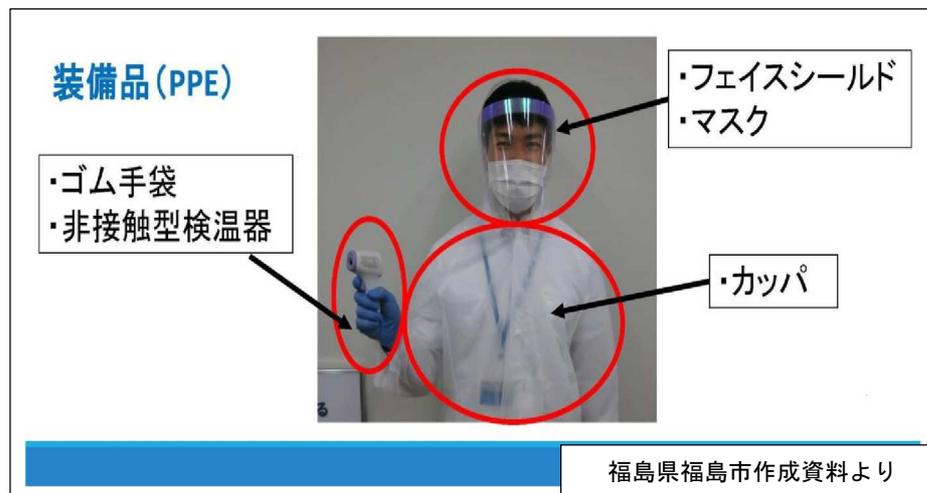
避難所運営スタッフのPPE（Personal Protective Equipment：個人用防護）の共通事項・健康管理

- 発熱者等、濃厚接触者、発症者に関わる人は、場面ごと地域の実情に応じて適切に PPEを選択して着用する。具体的には、事前受付スタッフ、発熱

者等、濃厚接触者の専用スペースのスタッフ等が考えられる。

- 事前受付スタッフは、ビニルシート等の仕切りが準備できない場合は、マスク、手袋に加えて、不特定多数の避難者の対応をする際は、眼の防護具を着用することも考えられる。
- 発熱者等、濃厚接触者の専用スペースのスタッフは、食事を直接受け渡さず、置き配をするなどして、できるだけ新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者に接触しないようにする。専用スペースの中で直接接触する場合等は、適切にPPEを選択して着用する。
- PPEの種類としては、マスク、眼の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋がある。眼の防護具は目を覆うことができるもので代替可。長袖ガウンについては、レインコート（カッパ）など、体を覆うことができ、廃棄できるもので代替可。撥水性有りが望ましい。
- 濃厚接触者に関わる人はマスクを着用し、必ずしも他のPPEの着用は必要ない。

[参考] PPEの着用例



5 発熱者等、濃厚接触者、避難所での発症者への対応

一般避難者スペースと離れた専用スペースに移動し、管轄保健所と行ったⅠ「事前準備」の3の協議により対応する。

(1) 共通事項

①専用スペースの確保

- 発熱者等や濃厚接触者については、一般避難者の占有スペースとは別の棟・階などにある部屋を確保する。
※換気ができる部屋であることが必須。
- 各個人について可能な限り個室にすることが望ましいが、個室の確保が困難な場合は、パーティションで仕切るなどの工夫をして、それぞれ専用スペースを確保する。

- 発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーンとは分ける。
- トイレ等についても、専用の場所を用意し、一般避難者とは動線を分け、ゾーニングを徹底する。

②専用スペースへの誘導

- 受付又は一般避難者スペースから発熱者等・濃厚接触者各専用スペースへ移動する際には、それぞれ独立した動線を確保し、発熱者等・濃厚接触者各専用通路・階段を用意することが望ましい。別々の通路・階段を用意することが困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで、兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用はしないこと。
- 一般避難者スペースからの移動の場合は、一般避難者スペース内の当該者の居住エリアの消毒を行う。また、プライバシーに十分配慮する。

③避難所運営スタッフの留意点

- 発熱者等・濃厚接触者各専用スペースには、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための一般避難者とは分けた限定した避難所運営スタッフを配置する。当該スタッフにはマスク、手袋、ガウン等の防護具（PPE）を着用させる（着脱にも注意）。

[参考] 手袋・マスクの正しい着脱方法

- ・ 手指を消毒する。
- ・ マスクを鼻の形に合わせて装着する。
- ・ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないように注意する。
- ・ 片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ・ 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ・ 感染廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ・ マスクを外す前に手指消毒をする。
- ・ マスクのゴム部分を持ってマスクを外す。マスク本体には触れないよう留意する。
- ・ 感染廃棄物入れに距離を保って捨てる。

(2) 発熱者等への対応

- 症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて保健所への連絡や医師の診察を受けさせる。
- 発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。
- 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は、医師の指示に従う。
- 発熱者等が他の場所に移る場合、移送の補助を行う。

(3) 濃厚接触者への対応

- 保健所の指示に基づき定期的な健康観察を行う。
- 発熱等の症状が出た場合は、医師及び保健所に連絡・相談し、指示を受ける。
※発熱者等への対応に準じる。
- 健康観察期間が終了した際は、一般避難者スペースへ移動する。再度、体調不良が出現した際には、速やかに避難所運営スタッフへ申し出るよう指導する。

(4) 避難所で新型コロナウイルス感染症を発症した避難者への対応

- 保健所及び医師に連絡・相談し、指示を受ける。
- 医療機関等への移送までの間は、専用スペースにおいて待機する。
- 移送後に利用スペースの消毒等を徹底する。

6 車両避難者（車中泊者）への対応

安全な駐車スペースがあって、やむを得ず車両避難（車中泊）を行う避難者についても、健康管理や物資・食料配布などフォローする。

(1) 避難者の把握

- ①避難所入所者とは別の受付の設置（配置）
- ②健康チェックの実施【様式4】
- ③避難者名簿による記録・管理（基礎疾患、投薬状況等）【様式6】
- ④駐車位置の指定
 - 車と車の間のスペースを十分とるよう案内する。
 - ナンバーと乗車人員を把握する。

注意 車の大きさ、車内空間の広さ、乗者数によっては、感染リスクやエコノミークラス症候群等のリスクが高まり、車中泊が適さない場合がある。

(2) 健康管理

- ①定期的な巡回（検温・健康チェック等）
- ②エコノミークラス症候群や熱中症等についての注意喚起・指導

(3) 物資・食料の配布

個別配布か、避難所に取りに来てもらうか、ルールを設定しておく。